第百四十条第二号中「書面を含む。」を「書面」に、「登記事項証明書を含む。」を「登記事項証明書」に、「第百四十三条第五号に」を「第百四十三条第五号イからハまでのいずれにも」に、「第百四十三条第四号イからチまで」を「同条第四号イからチまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第百四十条第八号中「の会社法」を「の同法」に改める。

第百七十条の二の二第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百四十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第二所属信用金庫の変更の項記載事項の欄第一号ロ中「、所在地」を「及び所在地」に改め、同欄第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該再委託を受けて信用金庫代理業を行う営業所等の名称及び所在地

別表第二信用金庫代理業者である個人又は信用金庫代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更の項記載事項の欄第二号ハ中「銀行代理業者」を「信用金庫代理業者」に改める。

別表第二信用金庫代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「信用金庫代理業者である法人の」に改め、「当該親法人等の子法人等」の下に「（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）」を加え、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に改め、「の子法人等」の下に「（当該信用金庫代理業者である法人を除く。）」を加える。

別表第三中「信用金庫代理業である個人」を「信用金庫代理業者である個人」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の六第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

（貸金業法施行規則の一部改正）

第八条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「登録申請書（次項」の下に「及び第四条第三項第二号」を加える。

第二条第一項第三号中「第三十条第九号」を「第三十条第十号」に改める。

第四条第三項第一号中「以下この項」を「第三号、第四号及び第九号」に改め、同項中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号ロ中「第三十条第九号ロ」を「第三十条第十号ロ」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、同項第四号中「（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十一、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用人の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　登録申請者、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第十条の六の二第三項第三号、第二十六条の三十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者、役員及び重要な使用人の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者、役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第五条の四の二第二項中「第四条第三項第十三号」を「第四条第三項第十五号」に改める。

第五条の五第一項第二号中「第四条第三項第十号」を「第四条第三項第十二号」に改める。

第七条第一項中「変更届出書（次項」の下に「並びに次条第二号イ(3)及び第五号ハ」を加える。

第八条第二号イ中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第八条第三号中「(5)まで」を「(6)まで」に改め、同条第四号中「第四条第三項第十一号並びに第二号イ(2)、(3)及び(5)」を「第四条第三項第十三号並びに第二号イ(2)、(4)及び(6)」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者（ロにおいて、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合　次に掲げる書類

イ　別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面

ロ　新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(3)を除く。）又はロに掲げる書類

ハ　第二条第一項第四号に掲げる者の婚姻前の氏名を当該者の氏名に併せて変更届出書に記載した場合において、第二号イ(2)に掲げる書類が当該者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十六条の七十四を次のように改める。

（協会設立の認可申請書の添付書類）

第二十六条の七十四　法第二十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　役員の履歴書

二　役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類

三　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第二十七条第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書類

四　役員が法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類

第三十条第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四号中「又はこれに代わる書面（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書）」を「（業務を執行する社員又は会計参与が法人であるときは、当該業務を執行する社員又は会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第四十一条の十四第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面